

## 多摩市立聖ヶ丘小学校 PTA サポーターに関する規程

### 趣 旨

この規程は多摩市立聖ヶ丘小学校 PTA 会則第 3 条の目的を達成するためのボランティア活動及びその運用について必要事項の細部にわたり定めるものである。

### (定 義)

第1条 この細則において「ボランティア」とは、本校児童の豊かな成長と会員相互の親睦を図るために自らの自由意志により、無償での活動をいう。

### ( P T A サポーター)

第2条 全ての会員は希望する活動に P T A サポーター（以下「Pサポ」と称す）として参加することができる。

### (活動の実施)

第3条 本会の活動は総会や役員会、運営委員会で決議された事項に基づき、会員から P サポを募って実施する。

2. 活動への参加は何人にも左右されることのない会員の自由意志が尊重される。

### (活動の内容)

第4条 活動内容は運営委員会又は会則 21 条 5 号にて設置される特別委員会の審議議決による。

### ( P サポの募集)

第5条 P サポの募集は年度当初に 1 年間のおおよその予定を会員に周知し、希望する活動に登録してもらう。人数が不足している活動については再度募ることとする。

### (サークル)

第6条 会員は会則第 3 条の活動を行うにあたり、有志によるサークルを設けることができる。

2. サークルは会則第 3 条に規定する新たな活動を企画し提案することができる。
3. サークルを新たに設ける場合は、役員会に申請し承認を得る。申請する内容は次の通りである。
  - ① サークルの名称
  - ② 活動する内容
  - ③ 所属する者の氏名、連絡先
  - ④ 代表者の氏名
4. 前項の申請内容に変更が生じた場合、速やかに役員会に届出を行う。
5. サークルの代表者は特別委員会に所属する。
6. サークルは活動に必要な予算を要望することができる。
7. サークル代表者からの申し出及び会則第 3 条の規定を満たさなくなった場合、サークルは解散される。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、運営委員会の同意を必要とする。

(附 則)

1. ここに定める以外の特別事項については役員会で協議する。
2. 改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。

この細則は 平成 30 年 5 月 1 日より実施する。

令和元年 9 月 19 日 (第 3 回運営委員会にて) 一部改正。